

管理 No.	申 013
--------	-------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署：総務部 資産経営課
(管理係)

根拠区分	条例・規則
許認可等の名称	使用料の減免
根拠条例・規則の名称／条項	奈良市行政財産使用料条例(昭和49年奈良市条例第19号)第6条
処分権者	奈良市長
審査基準	<p>使用料の減免は、次の基準により判断する。</p> <p>【奈良市行政財産使用料条例 第6条各号】 (使用料の減免)</p> <p>第6条 土地又は建物の使用目的が次の各号の一に該当するときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。</p> <p>(1) 他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に使用するとき。</p> <p>(2) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急用の施設として使用するとき。</p> <p>(3) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めるとき。</p> <p>【公有財産使用料等の減免等に係る基準】</p>
標準処理期間	7日間
最終更新日	平成31年4月1日更新